

（仮称）青森県つがる市・鱒ヶ沢町沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書 に対する環境の保全の見地からの意見

- 1 国内において洋上風力発電事業に係る事例は少なく、海域の生態系に対する影響など事業実施に伴う環境影響については不明な点が多いため、諸外国の事例や最新の知見を情報収集し、これらを踏まえた事業計画を作成すること。
- 2 事業実施想定区域は、青森県洋上風力ゾーニングマップにおける「立地が困難なエリア」、「調整が困難又は特に配慮が必要なエリア」、「漁業との共存・共生を図るべきエリア」又は「調整又は配慮が必要なエリア」に指定されている。このため、本県のゾーニングエリアの選定根拠を確認し、その趣旨をよく理解した上で、対象事業実施区域等を適切に設定し、本事業の実施による重大な影響を回避又は極力低減すること。
- 3 事業実施想定区域周辺には住居等が存在しており、施設の稼働に伴う騒音及び風車の影が生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、これらの影響を回避又は極力低減するため、風力発電設備を住居等から離隔するなど、風力発電設備の配置等に十分配慮すること。
- 4 造成等の施工に伴う水の濁りにより、海域に生息・生育する動植物に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価方法書において、造成等の施工に係る環境影響評価項目として水質（水の濁り）を選定すること。
- 5 風力発電設備の設置に伴う流向・流速の変化により、海底や海浜等に影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価方法書において、地形改変及び設備の存在に係る環境影響評価項目として、流向・流速を選定すること。
- 6 建設機械の稼働及び施設の稼働に伴う水中音の発生により、海域に生息する動物に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価方法書において、建設機械の稼働及び施設の稼働に係る環境影響評価項目として水中音を選定すること。
- 7 事業実施想定区域及びその周辺では、ヤマコウモリ、ユビナガコウモリ等の生息が確認されているほか、コウモリ類の移動経路になっている可能性があり、事業の実施により、コウモリ類に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、地元の複数の専門家から意見聴取した上で、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、その結果を環境影響評価方法書に記載すること。

- 8 事業実施想定区域及びその周辺では、イヌワシ等の希少猛禽類の生息が確認されているほか、ガン類、ハクチョウ類等の渡り鳥の移動経路になっており、事業の実施により、これら鳥類に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、地元の複数の専門家から意見聴取した上で、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、その結果を環境影響評価方法書に記載すること。
- 9 渡り鳥の調査について、ガン類・ハクチョウ類の夜間渡りは、短期間に集中して行われ、その時期は融雪状況に合わせて行われることから、融雪状況を把握した上で、適切な調査時期及び期間を設定すること。
- 10 事業実施想定区域及びその周辺には、藻場が分布しており、当該藻場は、多種多様な動植物の生息・生育環境となっていると考えられる。当該藻場への風力発電設備を設置することのみならず、当該藻場周辺への風力発電設備の設置に伴い、流向・流速が変化することにより、これらの生息・生育環境に影響を及ぼすおそれがあることから、風力発電設備の配置の検討に当たっては、藻場の保全に十分配慮すること。
- 11 事業実施想定区域及びその周辺には、自然公園、重要野鳥生息地（IBA）、海鳥の重要生息地（マリーン IBA）、生物多様性重要地域（KBA）等が存在しており、多種多様な動植物が生息・生育している。事業の実施により、これら動植物の生息・生育環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、事業計画の具体的な検討に当たっては、これらの生息・生育環境の保全に十分配慮すること。
- 12 事業実施想定区域周辺には、高山展望台、亀ヶ岡石器時代遺跡、出来島海水浴場等の主要な眺望点が多く存在している。計画されている風力発電設備は規模が大きく、多くの眺望点からの眺望景観への重大な影響が懸念されるため、十分な現地調査により、眺望点からの景観の特性等を把握した上でフォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野等を考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、景観への影響を回避又は極力低減するため、配置や基数等を検討し、主要な眺望点から最大限離隔距離をとる等の措置を講ずること。さらに、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、関係市町村及び地域住民等の意見を踏まえること。
- 13 事業実施想定区域及びその周辺には、他事業者による既存及び計画中の風力発電事業が多く存在していることから、これらの事業との累積的な環境影響が想定される環境影響評価項目を環境影響評価方法書において選定すること。
- 14 事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。